

第 8 6 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 6 年 7 月 2 4 日（水） 午後 1 時 2 5 分から午後 2 時 4 0 分
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席	○	
8	青 田 俊 則	出席	○	
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第 1 号	農地確認及び非農地確認について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による届出の専決について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出の専決について
報告第 4 号	合意による解約等の通知について
報告第 5 号	県許可案件の許可状況について

(令和 6 年 7 月 24 日 午後 1 時 25 分)

議 長 予定の方が揃われましたので、只今から、第 86 回総会を開催致します。

【 議 長 挨 拶 】

現在の出席者数は、農業委員 19 名中 19 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を嘉ノ海敏明委員と青田俊則委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 1 号（P 1 ～ P 2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が 9 件提出されております。

1 番です。

保城の畑□□□□につきて、「昭和 39 年から住宅敷地として利用している」との申請です。

2 番です。

石倉の田、畑 3 筆□□□□□につきて、「平成 12 年以前より、住宅敷地の一部及び庭として利用している」との申請です。

3 番です。

夢前町山之内の田□□□□につきて、「平成 12 年以前より、原野となっている」との申請です。

4 番です。

安富町末広の畑□□□□につきて、「平成 3 年以前より、進入路及び車庫敷地として利用している」との申請です。

	5 番です。 夢前町山之内の畑□□□□につきまして、「20 年以上前から、原野となっている」との申請です。 6 番です。 四郷町見野の畑□□□□につきまして、「平成13 年以前より、原野となっている」との申請です。 7 番です。 飾東町豊国の畑2 筆□□□□□□□□につきまして、「平成12 年以前より、露天駐車場の一部として利用している」との申請です。 8 番です。 飾東町庄の田□□□□□□につきまして、「平成16 年以前より、用悪水路の一部として利用している」との申請です。 9 番です。 飾東町佐良和の田□□□□につきまして、「平成12 年以前より、用悪水路として利用している」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第2 号「農地法第3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第3 条の規定による許可申請について〕 議案第2 号（P 3～P 6）を説明する。 農地法第3 条の規定による許可申請について、この度は、21 件の申請が提出されております。 参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が19 件、使用貸借権の設定が2 件となっており、1 番から3 番、8 番から13 番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。 「通作距離」につきましては、いずれも15km 以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。 それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。 1 番から10 番につきましては、現在耕作面積が0 m²の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1 番です。

北平野四丁目の畑3筆□□□□□につきて、北平野の□□□□□□が、
□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地の一部が
倉庫及び露天駐車場になっていますが、これにつきましては4条の転用届出が同
時に提出されています。作付作物は「野菜」となっております。農業を始めるこ
ととなった動機としては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□
とのことです。なおこの案件、現在耕
作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「自宅から近く農業経験のある
近親者がいるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっており
ます。

2番です。

奥山の田□□□□につきまして、大津区新町の□□□□□が、□□□□□□□
□から「持分３分の２について贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この
件許可されますと、申請地は□□□□□の単独所有となります。□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めるこ
ととなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□
とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が０㎡ですが、中南部地区農政協議会では「耕作実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

[illegible]

4番です。

夢前町菅生潤の田□□□□につきまして、広畑区城山町の□□□□□が、
□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は
「野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのこ
とです。□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は
必要」との意見となっております。

5 番です。

[illegible]

6 番です。

香寺町矢田部の田□□□□につきまして、香寺町矢田部の□□□□□が、□
□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野
菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのこ
とです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では
「自宅の隣接農地で、すでに耕作実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。 次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、地区協議会の意見では、4番5番については必要、それ以外につきましては必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。4番については、地区協議会でなにかございましたか。
委 員	農地を借りる相手が弟の姪にあたると思うのですが、農家レストランでどんなものをだすのか、とか、農業経験もないし、そのようなことが話に出ていました。
委 員	5番につきましては、畑作で面積は小さいのですが、農機具がクワのみで草刈機もなく、農業経験もなく、現地も草が生い茂っていることから、聞き取りが必要と判断しました。
議 長	その他、聞き取り調査は不要と判断された案件について、なにかございますでしょうか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、それでは、4番5番の2件について聞き取り調査をする、ということで、よろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。 それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号（P7）を説明する。 〔農地法第4条の規定による許可申請について〕 農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 調整区域の豊富町豊富の田2筆□□□□□□□につきまして、「農家住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、延床面積□□□□□□の農家住宅を建築し、乗用車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。「転用に必要な資力」につきましては、確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。 北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。 〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕 続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたし

	ます。 200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当するとして2件の確認願が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 1番です。 夢前町寺の田2筆の一部□□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましては、農業用倉庫敷地とその進入路として利用する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。 2番です。 飾東町八重畑の田の一部□□□につきまして、「農業用貯水庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用貯水庫が設置されております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますが、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について、市農政総務課へ意見を求めたところ、「支障なし」との回答を得ております。 どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございました。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、まずは4条申請について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手を確認しましたので、4条申請については許可相当とします。 次に、則29条について、承認することによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号（P8～P9）を説明する。 〔農地法第5条の規定による許可申請について〕 説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。1番の案件でございますが、隣接同意書について申請者から追加で提出があり、すべての同意が得られていますので修正お願いいたします。 農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、12件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 2番から4番、6番、7番、9番が都市計画区域外の案件である他は、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、

[illegible]

[illegible]

議 長	この方の情報は、なにかありますか。
委 員	ちょっと、わかりません。担い手の方でもないし。
委 員	この方の年齢は、わかりますか。
事 務 局	台帳では□□□となっています。
委 員	現在の４haから１０haに倍増するが、だいじょうぶだろうか。労働力の面であるとか、農業機械とか。
委 員	私も相当面積を耕作してますが、水稻であれば機械化されていてだいじょうぶかと。
事 務 局	農業委員会は意見を求められていますが、それにより認可に影響があるわけではないと聞いています。今出された意見を整理し、ひょうご農林機構の担当者から説明を受けたりしながら、最終的な意見書をまとめたいと思います。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。 次に、報告事項に入ります。 報告第１号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第１号（Ｐ１３）を説明する。 〔農地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕 農地法第３条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、６月にご審議いただきました新規の農地所有適格法人１件の聞き取り調査を、７月３日に実施していただきました。 当日は、代表取締役が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。
議 長	報告ありがとうございます。 それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。
委 員	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
議 長	報告ありがとうございました。 なにか、ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですね。 次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第2号（P13～P15）を説明する。 〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、6月7日から7月4日の間に受け付けたもの、15件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、確認いたします。 次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第3号（P16～P22）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の5条転用案件で、こちら、6月7日から7月4日の間に受け付けたもの39件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認いたします。 次に報告第3号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P23～P26）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が7件、使用貸借契約の解約の通知が8件ございました。うち、利用権に該当するものは11件で、中間管理事業に該当するものは4件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。 次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第5号（P27）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、6月において4件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長 報告、有り難うございます。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員 . . . 。

議 長 ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時40分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

嘉ノ海 敏 明

(署名委員)

青 田 俊 則
